

歯科外来診療における当院の医療安全対策について

当院は、歯科外来診療における医療安全対策につき、厚生労働大臣が定める施設基準に適合している者として地方厚生局長に届け出た保険医療機関であり、「歯科外来診療医療安全対策加算 1」を算定しています。

当院では、歯科診療における医療安全対策について、下記の通り取り組んでいます。

- 医療安全対策の指針等の策定
- 医療安全対策に係わる研修の受講、従事者への研修の実施
- 安全で安心な歯科医療を提供するための十分な装置・器具
の設置

設置装備等：AED、パルスオキシメーター、酸素、血圧計、

救急蘇生セット

- 緊急時に円滑な対応ができるよう、医科診療科との連携体制の
整備

佐渡市立両津病院